

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和36年1月は1万4,000円、同年2月から同年6月までの期間については1万2,000円、同年7月から同年9月までの期間については1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から同年10月1日まで

私は、昭和31年4月から36年12月までの期間において株式会社Aに勤務しており、私が所持する同年1月から同年9月までの給与明細書では、1万4,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該期間の標準報酬月額が1万円と記録されている。

申立期間の標準報酬月額を保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（給与支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する株式会社Aに係る昭和36年1月から同年9月までの給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬

月額から、同年1月は1万4,000円、同年2月から同年6月までの期間については1万2,000円、同年7月から同年9月までの期間については1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月29日から同年8月1日まで

私は、A株式会社B支店に勤務していたが、昭和40年7月20日頃に、同社C営業所へ異動を命じられたので、同年8月10日頃までの期間において同社B支店で残務整理等の業務に従事した後、同社C営業所に異動した。

申立期間はA株式会社B支店及び同社C営業所に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A株式会社に継続して勤務（昭和40年8月1日にA株式会社B支店から同社C営業所に異動）していたことが認められる。

また、申立期間当時、A株式会社B支店において支店長であったとする者及び同社C営業所において総務課長代理であったとする者は、「申立人は、A株式会社B支店から同社C営業所に転勤し、退社することなく同社に継続して勤務した。厚生年金保険被保険者資格を喪失させる事情は無く、給与からは厚生年金保険料が継続して控除されていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のA株式会社B支店におけ

る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 40 年 6 月の記録から 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

山口厚生年金 事案 946～948（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月22日

有限会社Aから平成17年12月22日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件3件（別添一覧表参照）

別添一覧表

項番	事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
1	946	男		昭和25年生		41万円
2	947	男		昭和35年生		30万円
3	948	男		昭和44年生		50万円

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 9 月 14 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明し、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が 10 万 4,000 円であったと認められることから、申立期間については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の A 社 B 支店における標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで

私は、A 社 B 支店の支店長として勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前後の期間に係る標準報酬月額と比べて極端に低い 1 万 2,000 円とされていることについて納得できない。

私が所持している申立期間に係る給与内訳表を提出するので、確認の上、申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の標準報酬月額に係る記録については、申立人が所持する A 社 B 支店に係る昭和 47 年 10 月分から 48 年 9 月分までの給与内訳表において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に、当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき平成 22 年 9 月 14 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が、A 社に存在することが判明したことから、事業主は、申立人が昭和 47 年 10 月 1 日に資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額を 10 万 4,000 円である旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者資格取得届の申立人の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月1日から同年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和57年11月20日から58年1月11日まで
③ 昭和59年6月8日から同年7月8日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、船員保険の被保険者記録を照会したところ、全ての申立期間において船員保険の被保険者記録が確認できないとの回答を受けた。

船員手帳の記載内容のとおり、申立期間①は、有限会社A所有の船舶B丸に機関長として、申立期間②は、C株式会社（現在は、株式会社D）所有の船舶Eに機関長として、申立期間③は、F株式会社所有の船舶Gに三等機関士としてそれぞれ乗り込んだ。全ての申立期間について、船員保険に加入していたはずなので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所有する船員手帳の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①において、有限会社A所有の船舶B丸に雇い入れられ、機関長として乗り込んでいたことが認められる。

また、申立人が記憶していた同僚は、「当時、申立人とはB丸と一緒に乗り込んでいた。申立人は機関長をしており、B丸の乗組員は6人だったと思う。」と供述しており、有限会社Aに係る船員保険被保険者名簿から、申立期間①当時、被保険者記録が確認でき、B丸に乗り込んでいたとする別の同僚が記憶する船員の氏名と同被保険者名簿の氏名を照合したところ、

申立人を除く全員に船員保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、前述の申立人が記憶している同僚は、「私は機関員であったが、所持する船員手帳の雇入日は、昭和 51 年 3 月 1 日と記載されており、船員保険被保険者資格の取得日と一致している。」と供述しているところ、当該同僚が所持する船員手帳における雇入日及び雇止め日は、有限会社Aに係る船員保険被保険者名簿において確認できる船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日と符合していることが確認できることなどから判断すると、当時、有限会社Aでは雇入れと同時に乗組員を船員保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同僚の有限会社Aにおける昭和 51 年 3 月の船員保険被保険者名簿の記録から 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に廃業しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 3 月分の船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、C株式会社に雇い入れられていたことが認められる。

しかしながら、C株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間②当時、船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「船員保険に加入していない乗組員がいた。」、「当時、会社から船員保険に加入するか否か確認があった。私は船員保険の加入を条件に雇用されていたので加入したが、加入しない者もいた。」とそれぞれ供述していることから判断すると、同社では、全ての乗組員を船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、株式会社Dには、当時の賃金台帳等の資料が保管されておらず、申立人が所持している船員手帳に記載されている船長も既に死亡しており、申立人は同僚を記憶していないことから、申立人に係る申立期間②当時の船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、C株式会社に係る船員保険被保険者名簿に、申立人の氏名を確

認することはできない上、整理番号に欠番は見られない。

- 3 申立期間③について、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、F株式会社に雇い入れられていたことが認められる。

しかしながら、F株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間③当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「会社から船員保険に加入するか否かを聞かれ、私は船員保険に加入したが、加入していない者もいたと思う。」と供述している上、申立人が記憶する当時の船長は、「当時、既に船員保険を受給していたので船員保険には加入しなかった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該船長について、申立期間③における船員保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、同社では、全ての乗組員を船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、H株式会社（F株式会社の船舶管理会社）には、当時の賃金台帳等の資料が保管されておらず、申立人が所持している船員手帳に記載されている前述の船長は申立人を記憶しておらず、申立人は同僚を記憶していないことから、申立人に係る申立期間③当時の船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、F株式会社に係る船員保険被保険者名簿に、申立人の氏名を確認することはできない上、整理番号に欠番は見られない。

- 4 このほか、申立人の申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②及び③について、船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和46年3月16日、資格喪失日は48年2月11日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年3月から同年7月までの期間は3万6,000円、同年8月から47年7月までの期間は4万2,000円、同年8月から48年1月までの期間は5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月16日から48年2月11日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A株式会社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

地元の企業であるC株式会社に就職が決まり、同社に入社する直前にA株式会社を退職したと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が提出した申立人に係る従業員名簿から、申立人はA株式会社に昭和46年3月16日から48年2月10日までの期間において勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一致する者が、B株式会社において、昭和46年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証において、申立人は昭和46年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、A株式会社に係

る申立人の健康保険整理番号が＊であることが確認できるところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票において当該番号は欠落している上、オンライン記録に当該番号に係る被保険者記録が収録されていないことが確認できる。

また、B株式会社が提出した申立人に係る厚生年金保険台帳から、申立人はA株式会社において昭和46年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年2月11日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した日は昭和46年3月16日、資格を喪失した日は48年2月11日と記録されており、当該記録は、B株式会社が保管する従業員名簿及び厚生年金保険台帳の記録と一致していることから判断すると、申立人は申立期間において、A株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

加えて、B株式会社では、「申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得届及び資格喪失届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和46年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年2月11日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B株式会社が保管する申立人の厚生年金保険台帳及び企業年金連合会が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳から、昭和46年3月から同年7月までは3万6,000円、同年8月から47年7月までは4万2,000円、同年8月から48年1月までは5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA会B支部における資格取得日は、昭和22年6月16日、資格喪失日は26年10月23日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和22年7月1日）及び取得日（昭和22年11月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、420円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から同年11月1日まで

私は、A会の管理下にあったC社において昭和22年6月頃から26年10月頃までの期間について継続して勤務していたのに、年金事務所に照会したところ、22年7月1日から同年11月1日までの期間に係る船員保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和22年6月16日にA会B支部において船員保険被保険者の資格を取得したことは、A会B支部の管理下にあったC社に係る船員保険被保険者名簿で確認できる。

また、C社に係る船員保険被保険者名簿は複数確認できるところ、前述の被保険者名簿には、昭和22年11月26日に船員保険被保険者資格を取得した者が記録されており、申立人の資格喪失日欄には喪失日の記録は無い上、同年12月1日に書換えが行われたと推認される同社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人について同日に報酬変更の記録を確認することができる一方、当該被保険者名簿においても、申立人の資格喪失日の記録は確認できず、24年9月30日に書換えが行われたと推認される同社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人について同日に報酬変更の記録を確認できるとともに、申立人は26年10月23日に船員保険被保険者の資格を喪

失している旨記録されていることが確認できることから判断すると、申立人は申立期間において、継続して船員保険の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所（当時）に、申立人について昭和 22 年 7 月 1 日に船員保険被保険者資格を喪失し、同年 11 月 1 日に資格を取得したとする届出を行ったとは考え難いことから、申立人の申立期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日（昭和 22 年 7 月 1 日）及び取得日（昭和 22 年 11 月 1 日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 会 B 支部の管理下にあった C 社に係る申立人の昭和 22 年 6 月の船員保険被保険者名簿の記録から 420 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 24 日から 43 年 5 月 1 日まで

私は、年金事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社は、昭和 43 年 5 月に倒産しており、脱退手当金の説明を受けたことや受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所は、既に廃業しており、脱退手当金の受給申請に係る事業主の関与状況は確認できないものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 43 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者であった同僚の女性 12 人は、全員が脱退手当金の受給資格を有しているが、いずれも受給していないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から 3 か月後の昭和 43 年 7 月 31 日に支給決定されたこととなっているが、申立人はA株式会社が同年 5 月に倒産したので、新たに就業先を探し、翌 6 月頃から B 事業所の事務員として勤務したところ、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入したと述べており、事実、脱退手当金の支給

決定日より前の同年7月25日に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立内容に不自然さは無く、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの期間、61 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に大学を卒業したが、卒業時には定職に就かず、62 年 9 月まではアルバイト等をしていた。

私の母は、私が大学卒業時に定職に就かず、厚生年金保険に加入できなかったことから、将来無年金者になることを恐れ、大学卒業時に A 市役所で国民年金の加入手続をしてくれており、その後に保険料も納付してくれていた。

申立期間を通じて母の収入は高額であり、生活も安定していたことから、国民年金保険料を納付できない状況ではなかったので、資格を取得した日以降の申立期間①、納付済期間に挟まれた申立期間②及び③が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が大学卒業後の昭和 58 年 4 月に、母親が申立人に代わって国民年金の加入手続を行い、その後に保険料も納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により、61 年 2 月 5 日から同年 3 月 20 日までの間に A 市で払い出され、58 年 4 月 1 日に遡って資格を取得していることが確認でき、申立人の説明と符合しない上、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料については、申立人の母親が加入手続をし、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付期限が到来しているため、制度上、保険料を納付することができない上、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①の保険料は未納となっている。

さらに、全ての申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親が各申立期間に申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の母親は、申立人の加入手続に関する状況、国民年金保険料の納付金額及び納付時期等の納付に関する状況を覚えておらず、ほかに申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が全ての申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から59年12月まで

私は、昭和53年10月頃、A市役所で国民年金の加入手続をした。その際に、過去の未納となっている国民年金保険料を一括して納付できることを知り、A市役所の窓口で数万円の国民年金保険料を納付し、53年11月分からの国民年金保険料は、婦人会の集金人に毎月納付したはずなのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月頃に、国民年金に加入し、46年4月から53年10月までの国民年金保険料が未納となっていたので、一括して数万円の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日により、昭和61年2月頃に払い出され、46年4月に遡って資格取得していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された61年2月の時点では、申立期間のうち、46年4月から58年12月までの期間は、時効期限が到来しているため、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間当時に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和53年11月からの国民年金保険料は毎月集金人に納付したと主張しているが、上述のとおり、申立人の国民年金への加入時期は、61年2月頃と推認されることから、制度上、53年11月から59年12月までの国民年金保険料を集金人に納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 3 月 31 日までの期間において A 株式会社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同日と記録されているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 3 月 31 日までの期間において A 株式会社に勤務したとして記録訂正を申し立てているが、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同年 3 月 30 日に A 株式会社を離職していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、申立人が申立期間について同社に勤務していたことを確認できる供述を得ることはできない。

また、前述の被保険者原票において、申立期間当時、被保険者記録が確認できる同僚 26 人（適用事業所原簿において、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 50 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した 4 人を除く）の被保険者資格の喪失日を確認したところ、月の末日に資格喪失している者が 12 人、月の途中で資格喪失している者が 14 人確認できる一方、1 日付けで資格喪失している者は確認することができない。

さらに、適用事業所原簿によると、A 株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び具体的な供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 950 (事案 294 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 4 月 3 日から 4 年 1 月 31 日まで
② 平成 4 年 8 月 1 日から 5 年 2 月 12 日まで

私は、申立期間①について、A株式会社に勤務したが、事業主との面接において、厚生年金保険への加入が入社条件であったにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていない。

また、申立期間②について、平成 4 年 8 月 1 日から有限会社Bに勤務し、事業主との面接において、入社と同時に厚生年金保険へ加入することが入社条件であったにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 5 年 2 月 12 日と記録されている。

前回の申立てで、両事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録について、訂正が必要とまでは言えないとする通知を受け取った。

今回新たな事情は無いが、同僚の供述などから訂正が必要とまでは言えないとする通知には納得できないので、各事業主や役員等からも話を聞くなど、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社が保管する申立人に係る給与台帳の記録から判断すると、申立期間の一部について同社に勤務していたことは推認できるものの、同台帳において申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されていたことが確認できないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A株式会社では事業主との面接において、厚生年金保険への加入が入社条件であったことから、事業主からも話を聞くなど再度

調査してほしい旨申し立てている。

しかし、A株式会社の事業主は、「提出した資料以外に資料は無い。当時の担当者は死亡しており詳しいことは分からないが、当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えに申立人の名前が抹消してあり、会社での資格喪失確認通知書の控えも無いことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」と回答しているところ、A株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（写）において、申立人の欄が取り消されていることが確認でき、ほかに厚生年金保険料控除を示す新たな資料や周辺事情は無いなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

また、新たに所在の判明した同僚に照会したところ、当該同僚は、「申立人が、A株式会社に勤務していたのは、平成3年4月から同年7月末までの期間である。」と供述しているところ、雇用保険の被保険者記録において、申立人は、3年8月1日にA株式会社とは別の事業所において被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、申立人は、申立期間①のうち、同日から4年1月31日までの期間について、A株式会社に勤務していたことが推認できない。

- 2 申立期間②のうち、平成4年8月1日から5年2月11日までの期間に係る前回の申立てについて、オンライン記録から、申立期間②当時、有限会社Bにおいて厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から、当時、同社ではほとんどの従業員に試用期間があったとの供述が得られたことから判断すると、同社は必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえるなどとして、既に当委員会の決定に基づき21年2月10日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、有限会社Bでは事業主との面接において、入社と同時に厚生年金保険に加入することが入社条件であったことから、事業主及び役員からも話を聞くなど再度調査してほしい旨申し立てているところ、有限会社Bの当時の事業主及び事業主の妻は、「申立人は、申立期間②当時、有限会社Bに勤務していた。」と供述している上、申立人の当時の上司であり後に同社の役員となった事業主の弟は、「申立人が有限会社Bに入社したのは平成4年8月1日に間違いない。申立人が厚生年金保険への加入を希望していたことは知っている。」と供述していることなどから判断すると、申立人が、申立期間②において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、有限会社Bの当時の事業主は、「申立人との面接の詳細な内容は記憶していないが、当時、有限会社Bの従業員には試用期間を設けており、入社直後から厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述して

いる上、当時、社会保険事務を担当していたとする事業主の妻も、「当時は入社してもすぐに退職する従業員が多く、有限会社Bでは、試用期間を設けていた。従業員によって特別扱いしたことは無い。」と供述しているところ、オンライン記録から同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同時期に勤務したとする同僚は、「厚生年金保険被保険者資格を取得したのは有限会社Bに入社した日の約7か月後である。」と供述しており、当該同僚について、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶する入社日と一致していないことなどから判断すると、同社においては、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえるとした委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

- 3 このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月26日から23年3月2日まで
② 昭和25年1月1日から31年5月頃まで
③ 昭和31年6月頃から32年8月30日まで

申立期間①及び②については、A株式会社に勤務していた期間である。当該事業所に勤務していた時に労災事故にあい、約2年間において入院した後に復職し、昭和31年5月頃までの期間において勤務していたはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が一部しか無いことは納得できない。

申立期間③については、B市に所在したC株式会社（現在は、D株式会社）に勤務していた期間であり、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の妻は、申立人が昭和21年1月26日から23年3月2日までの期間においてA株式会社に勤務しており、この頃、労災事故にあったため入院等で勤務できない期間があったが、その後23年3月2日に復職したので、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得いかないとしている。

しかし、労働基準法及び労働者災害補償保険法は昭和22年9月1日に施行されているところ、E労働局は、「当時の資料等は既に廃棄されており、労災事故の特定及び給付の状況等は不明である。」と回答している上、A株式会社は63年10月20日に清算を終結しており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の労災事故の状況及び勤務状況等に係る資料並び

に供述を得ることができないことから、申立人の労災事故の状況及び勤務状況等について確認することができない。

また、申立人の妻は申立人の同僚の名前を不明としていることから、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和19年3月1日から同年3月31日までの期間及び同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者で、オンライン記録により被保険者記録が確認できる59人のうち、申立人と同様に当該事業所において被保険者資格を喪失した後、別の記号番号で被保険者資格を再度取得しており、被保険者記録が継続していない者が3人確認でき、そのうち連絡先が判明した一人に照会したところ、当該同僚は、「申立人のことは知らない。私の厚生年金保険の被保険者記録は勤務期間と一致している。」と回答している。

さらに、前述の59人のうち、申立人より後に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者で、所在の判明した4人に照会したところ、3人から回答を得たが、申立人を知っている者はおらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述は得られない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳索引票において、申立人は、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格を昭和21年1月26日に喪失した後、23年3月2日に別の記号番号で新たに資格を取得していることが確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に不自然な点は見当たらない上、申立期間①において、申立人の名前は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の妻は申立人の退職時期を覚えておらず、戸籍の附票は保存年限を経過しており、申立人の住所履歴を確認することができないなど、申立人の退職時期を特定できない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和生まれの男性で、昭和25年1月1日から同年12月31日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、申立期間②において被保険者記録が確認できる者のうち所在が判明した8人に照会したところ、7人から回答を得たが、申立人を知っている者はおらず、申立期間②において、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得られない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人はA株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和25年1月1日に喪失していることが確認でき、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に不自然な点は見当たらない上、申立期間②において、申立人の名前は見当たらない。

加えて、A株式会社は昭和63年10月20日に清算を終結しており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人に係る資料及び供述を得ること

ができない上、申立人の妻は、申立人の具体的な職務内容及び同僚の名前について覚えておらず、申立期間②における勤務実態を確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人の妻は、申立人の具体的な職務内容及び同僚の名前を覚えておらず、申立人の雇用形態について「正社員ではなかったかもしれない。」と述べるなど、申立人の勤務に関する記憶は曖昧である上、D株式会社は、「申立人の勤務及び届出に関しては、当時の資料が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間③における勤務状況等について確認することができない。

また、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同年代の男性で、昭和31年5月1日から同年12月31日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間③において被保険者記録が確認できる者のうち所在が判明した22人に照会したところ、17人から回答を得たが、申立人を知っている者はおらず、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得られない。

さらに、申立人の妻は「Cにて」と裏書きされた写真を所持しており、「『F』という外国船又はタンカー船を新設した時に撮影したものだと思う。」と述べているところ、D株式会社は、「当社の建造船舶一覧表に『F』という船舶の記載は無い。」と回答している。

加えて、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に不自然な点は見当たらない上、申立期間③において、申立人の名前は見当たらない。

- 4 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月頃から 55 年 12 月 28 日まで

私は、昭和 53 年 4 月頃、A株式会社の従業員募集に応募し、同年 5 月又は同年 6 月頃、パート従業員として採用され、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの 7 時間 30 分において勤務し、部品の発注、受入及び出荷検査等の業務に従事していた。

夏と冬には賞与も受け取っており、他の正社員と同様に、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社にパート従業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 55 年中に厚生年金保険被保険者資格を取得し、連絡先が確認できた同僚 11 人に照会したところ、パート従業員だったとする 7 人から回答があり、そのうちの一人は、「当初、パート従業員は、社会保険に加入させてもらえなかったが、昭和 55 年 12 月頃に、パート従業員も社会保険に加入できると会社から説明を受けて喜んだことを覚えている。一方で、社会保険に加入したくないとして退職したパート従業員もいた。」と供述しており、前述の被保険者名簿において、50 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している現在の事業主も、「昭和 55 年頃に、パート従業員各人の意向を確認して、社会保険に加入させた時期があった。」と供述しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、55 年中に厚生年金

保険被保険者資格を取得している 30 人のうち、17 人が 55 年 12 月 21 日に同被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、回答があった 7 人のうち、申立人が名前を挙げている同僚を含む 5 人は、それぞれが入社したとする時期（昭和 51 年から 54 年までの期間）と、前述の被保険者名簿において確認できるそれぞれが厚生年金保険被保険者資格を取得した時期（4 人は昭和 55 年 12 月、一人は同年 3 月）とが相違しているものの、A 株式会社での厚生年金保険の被保険者記録について「私の記録に誤りは無い。」と供述している。

一方、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 54 年 4 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、正社員として入社したので、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日と入社日とは一致している。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A 株式会社では、正社員ではないパート従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況、及び昭和 55 年頃に厚生年金保険に加入させるよう取扱いを変更した状況がうかがえる。

また、前述の現在の事業主は、「当社は、平成 21 年 12 月頃に事業の業種を変更の上、社屋を移転しており、人事記録等の当時の関連資料を既に廃棄している。」と供述していることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料の控除状況等について確認することができない。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 12 月 27 日まで
② 昭和 38 年 1 月 10 日から 39 年 5 月 31 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、両申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間①は、株式会社A（現在は、B株式会社）において運転手として勤務した。

また、申立期間②は、株式会社Cの運転手として勤務した。

両申立期間とも間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社Aに勤務していたとする従業員を複数記憶しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が記憶している同僚の氏名を確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B株式会社の親会社である株式会社Dでは、「B株式会社を傘下に入れた時点（平成 12 年 3 月）より前の書類は保存していないため、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が記憶している同じ運転手であったとする同僚の氏名を株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認することができないことから判断すると、当時、事業主は、従業員の全てについて必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚は、「申立人の名前に記憶は無い。」と供述しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

- 2 申立期間②について、株式会社Cの元事業主の妻及び申立人が記憶している同僚は、「申立人は、会長の運転手として勤務していた記憶がある。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立事業所の元事業主の妻は、「会社は既に廃業しており、申立期間②当時の書類を保存しておらず、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間②当時の経理担当者は既に死亡していることから申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができず、申立事業所の元事業主の妻は、「当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚の氏名を株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認できず、申立人の厚生年金保険の被保険者記録も確認できない上、同被保険者名簿において健康保険の最終整理番号を付された被保険者の資格取得日は昭和37年8月1日となっており、同日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者を確認することができない。

- 3 このほか、両申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が両申立期間において各事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月から 22 年 1 月 1 日まで
昭和 21 年 1 月から同年 12 月末までの約 1 年間において、A 市の B 事業所において、正社員として勤務し、木工業関係の作業や事務などの業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 事業所の名刺を所持していることなどから判断すると、申立事業所へ勤務していたことはうかがえるが、適用事業所名簿によると、当該名称の事業所について厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、商業登記簿からも、申立人が所持する名刺の所在地に該当する事業所を確認することができない。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

なお、申立事業所と所在地が異なるものの、同じ A 市にあった申立事業所と類似する名称の事業所が 2 事業所確認できるところ、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は見られない上、適用事業所名簿によると、両事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。